



事務所だより

Vol.45
**WINTER
2018**

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096

 ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail office @ yamaguchi-law.jp (2018年1月1日発行)

二〇一八年 一月一日

 弁護士 山崎健一
 弁護士 山崎真行
 弁護士 山崎昌之
 弁護士 山崎尚吾
 弁護士 東 智絵
 弁護士 藤原 尚
 弁護士 枝川 直
 弁護士 山崎 裕
 税理士 山崎 裕

 事務所 山崎 裕
 同 之 美 絵


北浜「中之島公園 バラ園」より、事務所ビル・大阪弁護士会館をのぞむ

新年のごあいさつを

申し上げます

私たちの事務所も、現在の場所に引っ越し、新しい体制になって4年目を迎えました。

依頼者のみなさまに寄り添って「また依頼したい」、そう思っていただけ事務所をめざして、所員一同、さらに精進したいと思っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年は、憲法改正問題が大きな課題になりそうです。1945年に第二次世界大戦が終わって74年目を迎えます。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」と世界に宣言した平和憲法の下で、日本は、この73年間、戦争とは全く無縁の国でした。

しかし、今、日本は、憲法の改正や安保法制によって、戦争のできる国になろうとしています。自衛隊の予算は戦後最大となり、この数年間、急速に拡大しています。一方で、戦争で大切なひとを亡くした世代の人たちは、80代や90代になり、最後の叫びのように、新聞等に「戦争は絶対にしてはいけない」と投稿しておられます。この叫びを引きつぎ、守ることは私たちの責任です。

戦争は最大の人権侵害です。

平和を守ることの大切さと、そのための行動が、今、求められています。

【日本国憲法 前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意した

憲法の可能性を考える

弁護士 枝川 直美

先日、人権研究交流集会在大阪で開催され、私は、2日目にあった全体会に参加しました。

全体会は、「単なる理想か？憲法の可能性と実現力」というテーマで、パネリスト4名とコーディネーターの弁護士によるパネルディスカッションでした。

パネリストは、首都大学教授で「報道ステーション」などテレビでも活躍されている憲法学者の木村草太さん、TBS「報道特集」のキャスターである金平茂紀さん、各地で憲法カフェに取り組む弁護士の太田啓子さん、日米外交や安全保障政策に国民の声を届けようと活動する弁護士の猿田佐世さんでした。

国難突破解散が行われ、北朝鮮の不穏な動きが毎日のように報道されています。憲法改正の議論も沸きあがっています。各分野で活躍されている方々は、憲法改正についてどう感じているのか、お話しただきました。

「国難」と抽象的に言われておりますが、もう少し具体的な事実を捉える必要があるという話が出ました。北朝鮮と米国が紛争になったら韓国や日本にはどれほどの影響が出るのか、想定されている具体的な数字を用いた話を聞くと改めて怖いと、感じました。そのような事実を国民一人ひとりがきちんと知った上で、意思表示をする必要があります。

また、報道の自由に関しても意見

交換がされました。最近、マスメディアが本来の機能を果たしていないという声を耳にすることが増えました。制度としては、報道の自由が保障されているものの、報道する側には報道される側の意向を忖度するような風潮があるのではという指摘がありました。

今まで当然のようにあった、平和、報道の自由、こういったものが揺らいでいる今、改めて、憲法カフェのような取り組みを通して、それぞれが憲法について考える機会が必要だと強く感じました。私にとっても、久しぶりに、憲法について考える機会でした。これから憲法改正議論が進む中で、仮に国民投票が実施された場合、一人ひとりが考えた結果を投票に反映させる必要があります。そのために、関心を持ち続けることが大切だと感じました。

色々な問題にアンテナを張り、ご自分のフィールドでエネルギーに活躍されているパネリストの方々の話に、私自身刺激を受けた時間でもありました。



民間総合調停センターの 和解あっせん人として

弁護士 山口 昌之

私は、今年から「公益社団法人民間総合調停センター」(以下「調停センター」)の名簿に登録し、「和解あっせん人」として従事しています。

調停センターとは、国が設置した裁判所ではない、民間団体が設立した紛争を解決する機関で、弁護士を初め、建築士、不動産鑑定士、公認

会計士・税理士、医師などの専門家が参画しています。市民の紛争について、基本的には双方の話し合いにより、適切な解決を目指す機関です。

具体的な事例で説明しますと、例えば医療紛争が起きた場合に、いきなり裁判所に訴訟提起するのではなく、調停センターに和解あっせん人として申立を行い、和解あっせん人として弁護士と医師が選任され、患者側、医療機関側双方の話を十分に聞いて、カルテなどの証拠書類も参照し

ながら、双方が納得のいく(もちろん100%ではありませんが)解決を目指すというものです。

弁護士は、基本的に紛争当事者のどちらかから依頼され、その依頼者の方の正当な利益を実現するために尽力することがその職務ということになります。

他方で、和解あっせん人としての仕事は、どちらかというと裁判所の裁判官や調停委員の仕事に近く、紛争当事者のどちらかの立場に立つのではなく、中立な立場で判断します。双方から話を聞いて、どちらの言い分により説得力があるのか、証拠に基づいているか、紛争の背景はどのようなものか等を踏まえつつ、どのような解決が最も適切かを考えます。そして、双方の主張に配慮しつつ、場合によっては和解あっせん人

としての見解を示し、解決に向けた方向性を探ることになります。

もちろん、解決するかどうかは当事者の考えや事案の性質にもよりま

すし、うまく解決できることもあればそうではないこともあります。

最初のうちは、これまで一方当事者の立場で多く仕事をしてきたこともあり、中立的な立場で物事を考えることに慣れていない面があり、やや違和感を覚えたこともありました。しかし、少し立場を変えて仕事をしていると、これまでなかなか見えていなかったことが発見できたり、あまり一方的なことばかり主張しても説得力がない場合があることを再確認したりと、学ぶことも多いです。

このように、和解あっせん人として経験したことを、今後の弁護士としての仕事に活かし、これからも依頼者の方の正当な利益を実現することができるようになりたいと考えています。



「建築案件に積極的に取り組んでいます」

はじめに

建築を巡るご相談が日々寄せられます。「新築住宅を購入したが雨漏りがしている」「完成した建物が設計図面と違う」「リフォームの追加費用を請求されたけれどもその内容がよく分からない」等々、その内容は多岐にわたり、かつ深刻なトラブル

弁護士 東 尚 吾

ルが目立ちます。

契約関係も様々です。例えば、一戸建て住宅を取得する場合、一戸建て住宅を購入する場合もあれば（売買）、新築工事を依頼する場合（請負）もあります。また、新築工事を依頼する場合では、施工者に全てを委ねる場合もあれば、設計と施工を別に依頼する場合もあります。

「瑕疵」をめぐる問題

工事を依頼した場合（請負）、例えば、注文した内容と異なる部材が使われている（材質、形状、デザインが違う等々）、施工の質が低い（クロスが浮いている、塗装にムラがある）、施工の内容が建築基準法などの法令に違反している等々の事象がある場合、そのような不具合が請負契約上問題となる「瑕疵」（現行民法634条）に当たるかを検討し、施工者等に対し、その瑕疵の修補や損害賠償などを求めることになりま

目的物が品質等に関して「契約の内容に適合しない」ものである場合に、請負人の責任が生じる定めとなりました（改正民法562条・559条）。

住宅を購入した場合（売買）にも、現行民法570条の「隠れた瑕疵」にあたるかどうかの問題となります。なお、改正民法では、請負の場合と同様、「瑕疵」ではなく「契約内容に適合しないもの」（改正民法562条）であるかどうかの検討となります。

また、瑕疵担保責任には時効の問題があり、現行民法上の定め（請負契約の場合、土地上の工作物について引渡しから5年又は10年、売買契約の場合は瑕疵を知ったときから1年）のほか、契約内容の確認が必要



です（改正民法では、請負契約の5年又は10年の定めが削除され、不適合を知った時から1年で統一されています）。なお、住宅の品質確保に関する法律は、新築住宅の請負人や売主には「構造上耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分」として政令で定めるものの瑕疵に関する責任は、時効を引渡より10年と特別に定めています。

その他の問題

また、近年、中古住宅を購入しリフォームして活用する例も増えていきます。リフォーム工事の場合に、工事内容の認識のズレや、追加工事費用等を巡って紛争に発展することもあります。

一戸建て住宅以外にもマンションの瑕疵を巡る問題、建築工事の近隣への影響（騒音や地盤沈下等）を巡るトラブルなど、建築の分野は、さまざまな問題があり、かつ、一つが複雑で専門的な知見を要するものです。私達も、建築士等の専門家と協力体制を築きながら、建築に関する案件に取り組んでいますので、ぜひお気軽にご相談ください。

アスベスト被害と向き合って

動きゆく司法

VOL.3

弁護士 藤原 智絵

平成29年初旬までの動き

平成28年冬号で掲載した「アスベスト被害と向き合って VOL.2」建設アスベスト訴訟は今」の続編をお届けします。

建設アスベスト訴訟

建設アスベスト訴訟。それは、建築現場で石綿含有建材を加工し石綿粉じんを吸い込み、何十年ものちに石綿関連疾患を発症した建設作業者らが、国と建材メーカーを相手として起こしている損害賠償請求訴訟です。

日本では、実に1000万トンを超える輸入石綿の約8割が、建材に使用されてきました。職人として何十年も働いた末に、過去に吸い込んだ石綿粉じんが原因で、石綿肺、中皮腫、肺がんを発症する。まさに、国内最大のアスベスト被害が、建設現場で生じ続けていると考えられています。

この間、全国6か所の地裁・高裁で展開されている訴訟では、次々と司法判断が示されてきました。

平成24年12月には東京地裁で、平成26年11月には福岡地裁で、それぞれ防じんマスクの着用を義務付けなかった国の責任を認める判決が出ました。

平成28年1月には大阪地裁と京都地裁で、平成29年2月には札幌地裁で、国は防じんマスクの着用をさせる義務だけでなく、石綿含有建材の危険性等についての警告表示をする義務にも違反したとして、連続して国の責任が認められました。

他方、建材メーカーに対する請求は、京都地裁で初めて、シェア上位9社の責任が認められましたが、その他は厳しい判断が続きました。

理由は、建材メーカーの製造販売

行為と、各原告の病気発症との間の因果関係を立証することが非常に困難であるからです。

横浜地裁(2陣)・東京高裁

連続判決の重み

しかし、労働者性を否定され続ける一人親方を救済するためにも、何としても建材メーカーの責任が認められる必要があります。

大阪訴訟では、この間、各原告の病気発症に主要な原因となったと考えられる建材の種類とそのメーカーを特定し、シェア上位企業の製品が実際に現場で使われていることを裏付け、これらの企業の責任を明確にする主張をより深めてきました。

そんな中、平成29年10月24日に横浜地裁で、同年10月27日に東京高裁で判決が出されました。両判決とも国の責任を認めるとともに、横浜地裁はニチアスとノザワの2社について、東京高裁はエアアンドエーマテリアル、ニチアス、エム・エム・ケイ、神島化学工業の4社について、それぞれ警告表示義務違反の責任を認めました。企業責任についての連

続した認容判決は、全国の訴訟に大きなうねりを生み出すものといえます。

残る課題：大阪高裁判決へ

それでもなお、建材メーカーに認められた義務は製品への警告表示にとどまり、建物完成後に作業を行う解体工については、賠償対象から外されています。より根本的に、危険性を認識した時期からの建材メーカーが石綿使用を控える義務については、未だ認められていません。

大阪高裁にかかった訴訟は、今年3月に結審を迎えます。これらの課題についての、大阪高裁判決での判断が鋭く問われています。

動きゆく司法の中で、すべての建設労働者の命と健康を守るために、前進を続けたいと思います。



ブラック企業をなくそう パタハラもいけません

弁護士 斉藤 真行

「パタハラ」とは

マタハラ（マタニティー・ハラスメント）という言葉は良く聞きます。「妊娠や出産を理由に、女性に対して職場で嫌がらせや不当な待遇をすること」です。

パタハラとは何でしょうか。「男性社員の育休取得や育児のための短

時間勤務などを妨げる行為」がパタハラと呼ばれています。パタはパタニティー（父性）の略だそうです。

「パタハラで裁判」の報道

最近、ある大手証券会社の社員が3か月の育児休業をとって、復職したら仕事を干され、挙げ句の果てに休職命令を受けた、として地位保全などを求めて提訴した、という報道がありました。

「育児介護休業等」の権利は

男女平等

「育児介護休業法」は、誰もが働きながら育児・介護を担うことができ、また育児・介護のために一時的に職を離れても復職できることを保障して、職業生活と家庭生活の両立を図り、ひいては経済・社会の発展に資することを目的とする法律です。

育児休業は子が1歳（事情によっては1歳6か月）に達するまで、介護休業は対象要介護家族1名につき通算93日まで、休む権利を保障しており、原職復帰が原則です（厚労省

指針）。

その他に、短時間勤務、残業の免除、残業時間の制限、深夜業の制限などを求める権利があります。

この権利は、女性だけではなく、男性にも保障されています。

さらに、法律は、こうした権利行使をした者を不利益に扱うことを禁止し、不利益扱いを防止する措置を講ずることを求めています。

マタハラ・パタハラは禁止されているのです。

男も堂々と育児休業を

はじめに紹介した報道によると、

証券会社の男性社員は、「子どものために休みたい」と人事に申し出た

時から社内には不穏な空気が流れ始めたそうです。休みの相談をする、人事は「そんな制度はない」などと

言って、なかなか正式に休みがとれなかったそうです。そして、復職の日には周囲から「どうして戻ってきたの？」とまで言われたそうです。

こんなことでは、職業生活と家庭生活の両立などできません。少子化対策や女性の社会進出どころではありません。

男も堂々と育児休業が取れるようにしましょう。



医療費控除

税理士 山口 裕之

医療費を支払った場合。

対象金額

①ー②ー③

上限は200万円

- ①その年に支払った医療費の合計額
- ②保険金で補填された金額（入院給付金、高額療養費など）
- ③10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等×5%）

手続

- ①医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出すること。
- ②医療費の領収書を提出すること。

平成29年分の確定申告より、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が選択できるようになりました。

【従来の医療費控除】

要件

その年の1月1日から12月31日までに自己又は配偶者、親族のために

の明細書の記入を省略できることとなりました。

【セルフメディケーション税制

（医療費控除の特例）】

要件

- ①健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている場合。一定の取組とは、健康保険組合等が実施する人間ドック、各種検診等、予防接種、定期健康診断などが該当します。
- ②その年の1月1日から12月31日までに自己又は配偶者、親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合。

特定一般用医薬品等購入費とは、医師により処方される医薬品、ドラッグストアで購入できるスリッチOTC医薬品の購入費をいいます。なお、具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページで確認することができます。また、一部の医薬品についてはパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

対象金額

①ー②ー③

上限は8万8000円

- ①その年に支払った特定一般用医薬品等の購入費の合計額
- ②保険金で補填された金額
- ③1万2000円

手続

- ①セルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書を提出すること。
- ②セルフメディケーション税制の明細書を添付すること。
- ③一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示すること。



再びチャレンジ

弁護士 山口健一

昨年のゴールデンウィークに、久しぶりに子どもたち夫婦や孫たちと、長野県にスキーに行ってきました。

30代半ばで始めたスキーに、一時は夢中になっていたのですが、この十数年はすっかり足が遠のいていました。ゲレンデを、上から滑走する爽快感は、何物にも代えがたいものです。一時は雪が降るのが待ち遠しく、11月から



ささやかな挑戦？

弁護士 斉藤真行

「挑」というお題。「挑戦しろ」という叱咤激励のようですが、寄る年波には勝てず…。そこでささやかな「挑戦」のお話。

毎度、貸し農園の話です。借りた最初の年にサツマイモが豊作で、地主さんから褒められました。ところが、その後、サツマイモ、ジャガイモ、

6月まで滑ったこともありましたが、

スキーに体力は要りません。地球の重力に逆らわず、バランスをとって斜面をただ滑り落ちればいいのですから。

今年もまた久しぶりに挑戦です。

孫たちと滑れるのもいつものことか。私の子どもたちが中学生になり、追い越されたことを、ついこの間のことのように思い出します。



5月の志賀高原（長野）

挑戦

弁護士 山口昌之

当事務所が応援しているプロバスケットボールチーム「西宮ストークス」の、今年のチーム方針は「挑戦——チャレンジして失敗を恐れるよりも、何もしないことを恐れる——」だそうです。

今年からB1リーグに昇格してシーズンを戦っており、苦戦を強いられています。挑戦という言葉をお忘れずに頑張ってください。



私個人もバスケットボールを続けていますが、なかなか年齢に抗うことはできません。それでも、新しいことに挑戦して、新たな引き出しをたくさんつくって、年齢なりの楽しみ方をしたいと思っています。

土の中 様子がわからず
手も足も出ず

サトイモがなかなか思ったように採れません。土の中にできる作物は苦手になっています。

マイモ、蔓が伸びないように切ったり、いろいろ試行錯誤しています。野菜づくりは毎日が挑戦です。

神々を学ぶ検定

弁護士 東 尚吾



たまたま訪れた神社でチラシを見たことがきっかけで、その場の思いつきで、昨年、「神社検定」という試験を受けることとなりました。テキストを買ったもののなかなかじっくり読むこともできず、直前の詰め込みが功を奏し、ギリギリ晴れて合格しました(3級)。

そういえば、先日、試験の案内が自宅に届いていました。今年、2級に挑戦するかどうかは、気分任せに任せることにします。

英語の勉強

弁護士 枝川直美

学生の頃、英語をしゃべることができた世界が広がると思い、ラジオ英会話をよく聞いていました。

先日ふと見たテレビ番組がきっかけで、久しぶりに英語の勉強をしてみたくまりました。調べてみると、一番好き

だった講師は、今も番組を持っていました。

私の義妹は、ニュージールランド出身です。彼女と会うと、彼女は英語で話しかけてくれるのですが、私は日本語で返すという状況になっているので、今度会った時は、少しでも英語でコミュニケーションを取ることを目標に、英語の勉強を再開してみようかと思っています。

いつかこの手で

弁護士 藤原智絵

彫刻というのは、私にとって一番難しい創作活動です。

長方形の木や石膏は、静かな物体。そこに小刀で荒削りし、彫刻刀で根気強く彫り進め、面から曲線を、光と影を、そして動きを創り出す。二次元の絵画であれば絵筆で難なく描ける世界が、三次元だととたんに難しい。緊張と困難の連続に、なんとも言えない

魅力を感じます。

例えば、生きるというのにも、荒削りした自分を入れていく果てしない作業なのかもしれません。

挑みたいのは、たえずむ女性の本造。さといつになることやら。



芸術にひたる幸せ

サイクリング

税理士 山口裕之

日頃は運動不足もあって、自転車には乗らずに歩くようにしているのですが、今年はサイクリングに挑戦したいと思っています。

しまなみ海道の話聞いたことがあります。日本で初めて海峡を横断できる自転車道とのことで、尾道から今治までの全長70kmを走破すれば想像できない充実感を得られるとのこと。まず70kmに耐えられる体力をつけて、ぜひ挑戦したいと思います。



2012年末の
ニュージールランドにて



「わろてんか」

& 「おおきに」

事務局 塚本美幸

今年の挑戦。

「…ねばならない」に追われる毎日から「やりたい」を追いかける日々を過ごすこと。

様々な制約から解放され、自分の心の声を聞きながら、自分も周りも一緒に「わろてんか！」& 「おおきに」の日々を送

ることに挑みます。

負の思いをのみ込み過ぎて、身動きとれなくなった心と身体（*body*）のデトックスへ第一歩を踏み出します。



第一歩

私の理由

事務局 近藤裕子

厳しくも優しくいつも私を見守り続けてくれる家族がいます。そして、いついかなる時も私を信じ力強く支えてくれる友がいます。私を尊重し、時に歩調を合わせ、時に導いてくれる人がいます。

5年後、10年後、彼らと共に笑っていたい。

きつと与えられた選択肢か

ならんどの道を選ぶのも自由で、だからこそ、「挑む」ということに重い

覚悟と責任が伴うのだとしても、私はやはり一歩を踏み出すことを恐れず、はいられます。

5年後、10年後、彼らと共に笑っているために。



つかみたいものがあるから

強い心。

事務局 北野佳名子

目的を達成するために集中する強い心を身に付けたいと思います。



癒しの時間

子どもの頃からお稽古を続けている書道教室。いつも墨液で、練習しています。たまには、ゆったりと硯石で墨をすって墨の香りを感じながら、リラックスしてお習字を練習することはとても新鮮で癒やされる時間です。

心をひとつにして集中できるのは、とても魅力的なことなので、精神統一して楽しめることを今年は挑戦してみたいです。

写真に挑む？

事務局 吉田光範

昨春秋、ある団体の写真コンクールで、題名「波照間ブルー」と「夏の入り口」でそれぞれ1位、2位を獲得することができた。参加者からは「目を楽しませていただいた」「旅に出たくなった」「私も写真を始めようかな」等の声が寄せられた。

コンクールは以前から時々応募していたが、自分なりに

自信のあるものを応募しても、なかなか入賞には至らず、「いい写真とは何だろう」と悩んでいた矢先に今回の受賞。何となく写真の楽しみ方が少し、わかりか

けてきたような気がしている。



「夏の入り口」

西國三十三カ所巡りに挑戦

事務局 國武あゆみ



毘沙門堂の御朱印と紅葉

新年は、西國三十三カ所巡りに挑戦したいと思います。

昔から寺社仏閣巡りに興味があり、御朱印を頂き始めてはや10年。自身の御朱印帳も10冊目に突入したところで何か目的を持って寺社仏閣を回りたいと思い初めた頃、友人が西國三十三カ所巡りを始めたというので私も挑戦してみようと思いました。

ゴールまで先は長いですが、いろいろな場所へ行くのも楽しみながら挑戦したいと思います！

新たな道へ

事務局 八重垣有夏里

10年以上仲良くしている美容師さんが今年、自分のお店を出しました。アシスタントの時から知っているので自分のことのようにうれしく感じました。

美容に関することは口うるさく、お小言ばかり言われていますが、現状に満足せず仕事に誇りを持ち、挑戦し続ける彼に負けないように、私も自分を高めていけたらと思うこのころです。



脱ペーパードライバー

事務局 岡山幸代

自動車の運転免許を取った頃は、車に乗りたいたいという理由でわざわざ遠くへ行ったり、旅行先で乗る機会もよくありました。

それが今となつては最後に運転したのがいつだったか思い出せないほどになってしまいました。

いどんだ結果…ハマる

事務局 富田宏史

「1万人の第九」に初めて出演しました。

年齢も職業もさまざま、普段の仕事や生活ではまったく縁のない人たちの中に飛び込んで、同じ目的のために一緒にハーモニーを作り上げていくという、とても不思議な体験が始まり：

熱心な指導者の先生と1クラス約200人のメンバーとともに8月末から11月末まで14回のレッスンとリハーサル



すでに『第九ロス』

せっかく取った運転免許証を身分証明にしか使わないのはもったいないので、今回のテーマ「挑」をきっかけに運転したいと思います。

3車線道路の右折、駐車場から出られるけど駐車はできない、などいろいろな苦手を克服できないまま乗らなくなったので、今度はしっかりと克服しようと思います。

少しずつ挑戦して、堂々とゴールド免許です！ と言え

を経て、12月4日に本番を迎えました。

第4楽章で1万人が「ザッ」と立ち上がる瞬間のゾクッと感、第一声「Freude!」から最後まで、たった20分間、ジェットコースターに乗った

るようになりたいです。



ような声のうねりのなか、全員の集中力と、一体感、高揚感の中で歌いきることができました。

この感覚、挑んでみたものの、見事にハマってしまいました。



露天神社は大阪市北区にあり、ビルや歓楽街の中にひっそりとたたずむ神社です。創建1300年以上の歴史をもつ神社ですが、本来の名称よりも、通称の「お初天神」のほうが親しみがあるかもしれません。



露天神社の紹介

なにわの散歩道、今回は当事務所から15分ほど歩いたところにある、露天神社をご紹介します。

シリーズ なにわの散歩道 (その5)



お初天神

1703年に境内で起こった、遊女「お初」と醤油屋の使用人「徳兵衛」の情死事件を題材に、当時の劇作家「近松門左衛門」が「曽根崎心中」というタイトルで文楽人形劇化して大評判となり、大勢の参拝者が訪ねるようになって「お初天神」と呼ばれるようになりました。

現在でも、お初と徳兵衛が永遠の愛を誓ったことにより、かり運命の人との縁結びや、強い絆で結ばれたい恋人たちが多く参拝しています。

境内には、おみくじを結ぶ場所がハートになっていたりお初と徳兵衛になって写真を



とれる場所もあります。
大阪市の中心にある風情と歴史のある神社、ぜひ一度お足を運んでみてください。
(八重垣有夏里)

編集後記

2017年ノーベル平和賞は、核兵器禁止条約の採択に力を尽くした国際NGOに贈られた。

核兵器は必要悪ではなく絶対悪であり、戦争は最大の人権侵害である。

先月1万人で歌った『第九』は、シラーの「歓喜に寄せて」の詩を読んだベートーヴェンが感動し、編集したうえで曲をつけたものである。

そこには、【すべての人々は兄弟になる】とのフレーズがある。

「抑止力」というものともらしい理由をしても防ぎきれない『戦争』という人類の過ちを、1824年の作曲当時、すでに見越したかのような真理を感じている。

(富田宏史)



○京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て
なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分

○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て
北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号
JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00

弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。

休 日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話がみなさまからのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月5日(金)午前9時からです

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>
E-mail office @ yamaguchi-law.jp